# 処分基準新旧対照表

旧	新
処 分 基 準 <u>令和4年10月1日</u> 作成	処 分 基 準 <u>令和6年4月1日</u> 作成
法 令 名:自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	法 令 名:自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項:第25条第2項第1号	根 拠 条 項:第25条第2項第1号
処 分 の 概 要:自動車運転代行業者に対する指示	処 分 の 概 要:自動車運転代行業者に対する指示
原権者(委任先): 福岡県公安委員会	原権者(委任先): 福岡県公安委員会
法 令 の 定 め:	法 令 の 定 め:
処 分 基 準: 自動車運転代行業者に対する指示の基準は、別紙のとおり。	処 分 基 準: 自動車運転代行業者に対する指示の基準は、別紙のとおり。
問 合 せ 先:主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通担当課 警察本部交通企画課飲酒運転対策係(092-641-4141内線5035)	問 合 せ 先:主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通担当課 警察本部交通企画課飲酒運転対策係(092-641-4141内線5035)
備 考:	備 考:

## 別紙

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の基準

### 第1~第2 (略)

#### 第3 営業停止の期間について

- 1 (略)
- 2 1にかかわらず、以下のような事由があるときは、情状により、処分を加重することができるものとする。ただし、政令第5条第1項第2号又は第3号若しくは第4号に定める上限の期間を超えることはできない。
- ア 違反行為の態様が著しく悪質であること。
- <u>✓</u> 交通の安全又は利用者の利益が害される結果が生じている場合等違反 行為の結果が重大であること。
- 3 (略)

### 第4 法の指示等を行う基準

法の指示及び点数の付与を行う基準は、次に掲げるとおりとする。なお、注意は、法の指示を行うには至らないが、業務の適正な運営の確保に資すると認められる場合に、別記様式を基準として各都道府県警察で定める様式の書面により行うものとする。

- 1 (略)
- 2 別表3の2の項に掲げる行為が行われた場合には、自動車運転代行業者に 対し点数を付与するものとする。この場合においては、以下の事項に留意す ること。
- **ア** 自動車運転代行業者が法の指示に違反したとして点数の付与を行うのは、原則として、法の指示を受けた後1年以内に当該指示に違反した場合に限ること。
- ✓ 読替え後の道路交通法の規定による指示に違反する行為が行われたかどうかについての判断は、当該指示を受けた後1年以内に運転代行業務に関し最高速度違反行為又は過労運転が行われた場合に、自動車運転代行業者の運行管理の状況を勘案して行うこと。
- 3 (略)

## 別紙

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の基準

### 第1~第2 (略)

#### 第3 営業停止の期間について

1 (略)

- 2 1にかかわらず、以下のような事由があるときは、情状により、処分を加重することができるものとする。ただし、政令第5条第1項第2号又は第3号若しくは第4号に定める上限の期間を超えることはできない。
- (1) 違反行為の態様が著しく悪質であること。
- (2) 交通の安全又は利用者の利益が害される結果が生じている場合等違反 行為の結果が重大であること。
- 3 (略)

### 第4 法の指示等を行う基準

法の指示及び点数の付与を行う基準は、次に掲げるとおりとする。なお、注意は、法の指示を行うには至らないが、業務の適正な運営の確保に資すると認められる場合に、別記様式を基準として各都道府県警察で定める様式の書面により行うものとする。

- 1 (略)
- 2 別表3の2の項に掲げる行為が行われた場合には、自動車運転代行業者に 対し点数を付与するものとする。この場合においては、以下の事項に留意す ること。
- (1) 自動車運転代行業者が法の指示に違反したとして点数の付与を行うのは、原則として、法の指示を受けた後1年以内に当該指示に違反した場合に限ること。
- (2) 読替え後の道路交通法の規定による指示に違反する行為が行われたかどうかについての判断は、当該指示を受けた後1年以内に運転代行業務に関し最高速度違反行為又は過労運転が行われた場合に、自動車運転代行業者の運行管理の状況を勘案して行うこと。
- 3 (略)

- 4 別表3の4の項に掲げる行為が行われた場合には、以下の基準によるものとする。
- (1) 次のいずれかに該当する場合には、法の指示を行うものとする。
  - ア 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、運転者に当該駐停 車違反行為をすることを命じ、若しくは運転者が当該違反行為をするこ とを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合
  - <u>イ</u> 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、運転者に対して、 当該駐停車違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合

(2)~(3) (略)

別表1~別表2 (略)

別表3

	項		行為		備考
	1	0	運転代行業務に関し読替え後の道路 交通法第75条第1項第1号から第4 号まで及び第7号の規定に違反する 行為	0	下命容認行為の禁止 違反
		0	法第10条の規定に違反する行為	$\bigcirc$	名義貸し禁止違反
<		: < < <			
	3	$\bigcirc$	法第5条第1項の規定に違反する行為	$\bigcirc$	申請書等虚偽記載
		$\bigcirc$	法 <mark>第6条</mark> の規定に違反する行為	$\bigcirc$	認定証掲示義務違反
		$\bigcirc$	法第8条第1項の規定に違反する行為	$\bigcirc$	変更届出義務違反
		0	法第9条第1項の規定に違反する行為	$\bigcirc$	認定証返納義務違反
		$\bigcirc$	法第14条第2項の規定に違反する行為	$\bigcirc$	運転代行業務従事制 限違反
		$\bigcirc$	法第16条の規定に違反する行為	$\bigcirc$	代行運転自動車標識 表示義務違反
		0	運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第1項の規定に違反す	0	安全運転管理者未選 任
		0	る行為 運転代行業務に関し読替え後の道路交 通法第74条の3第2項の規定に違反す	0	安全運転管理者業務 不履行

- 4 別表3の4の項に掲げる行為が行われた場合には、以下の基準によるものとする。
- (1) 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、運転者に対して、当 該駐停車違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合には、 法の指示を行うものとする。

(2)~(3) (略)

別表1~別表2 (略)

別表3

/ <b>J</b>	111 0				
	項		行為		備考
	1	$\bigcirc$	運転代行業務に関し読替え後の道路	$\bigcirc$	下命容認行為の禁止
			交通法第75条第1項第1号から第4		違反
			号まで及び第7号の規定に違反する		
			行為		
		0	法第10条の規定に違反する行為	0	名義貸し禁止違反
·				>>>	>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>
	3	$\circ$	法第5条第1項の規定に違反する行為	$\circ$	申請書等虚偽記載
		$\bigcirc$	法 <u>第6条第1項</u> の規定に違反する行為	$\bigcirc$	標識掲示等義務違反
		$\circ$	法第8条第1項の規定に違反する行為	$\bigcirc$	変更届出義務違反
		【房	[]	【厚	<b>蓬止】</b>
		$\bigcirc$	法第14条第2項の規定に違反する行為	$\circ$	運転代行業務従事制
					限違反
		$\bigcirc$	法第16条の規定に違反する行為	$\bigcirc$	代行運転自動車標識
					表示義務違反
		$\bigcirc$	運転代行業務に関し読替え後の道路交	$\circ$	安全運転管理者未選
			通法第74条の3第1項の規定に違反す		任
			る行為		
		$\circ$	運転代行業務に関し読替え後の道路交	$\circ$	安全運転管理者業務
			通法第74条の3第2項の規定に違反す		不履行

	0	る行為 運転代行業務に関し読替え後の道路交 通法第74条の3第4項の規定に違反す る行為	0	副安全運転管理者未選任		0	る行為 運転代行業務に関し読替え後の道路交 通法第74条の3第4項の規定に違反す る行為		副安全運転管理者選任
	0	運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第7項の規定に違反する行為	0	権限付与義務違反		0	運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第7項の規定に違反する行為		権限付与義務違反
	0	運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第9項の規定に違反する行為	0	安全運転管理者講習受講義務違反		0	運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第9項の規定に違反する行為		安全運転管理者記受講義務違反
	0	法第20条第1項の規定に違反する行為	0	帳簿等備え付け義務 違反		0	法第20条第1項の規定に違反する行為	0	帳簿等備え付け 違反
	0	法第21条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為	0	立入検査拒否等		0	法第21条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為		立入検査拒否等
4	0	運転代行業務に関し読替え後の道路交 通法第75条第1項第7号に掲げる行為	0	駐停車違反	4	0	運転代行業務に関し読替え後の道路交 通法第75条第1項第7号に掲げる行為		駐停車違反